

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局

(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

『光回線』の契約に関するトラブルが多発しています！

最近、苫小牧市消費者センターには、電話会社や大手通信事業者を名乗り消費者を信用させた上で、「今こちらの地域で光回線の工事をしている。通信速度が速く便利になるし、今なら工事費無料でキャッシュバックもあるのでお得」だとか、「これからは光回線に移行するので、今までの固定電話は使えなくなる」などと言葉巧みに、かつ、強引に勧誘を行う悪質業者とのトラブルに関する相談が多く寄せられています。



ちょっと待って！不安なときは、すぐに契約するのはやめましょう



相談の中には、必ずしも違法性はないかもしれませんが、「工事費無料と説明していたのに請求された」「今より安くなるはずが知らないうちにオプションが追加されていた」といった消費者被害に発展しそうなケースが多く見られます。

光回線の契約は、電気通信事業法の「**初期契約解除制度**」の対象となり、**契約書面を受け取った日から8日以内に書面で申し出れば契約解除が可能**ですが、利用したサービスの料金、工事費、事務手数料などは請求されることがあります。また、解約したと思っていてもオプション契約は残っていたなど、解決に困難が伴う場合もあります。

訪問販売、電話勧誘では、相手のペースに飲まれて詳しい内容を確認しないまま契約・申込みしてしまいがちです。

少しでも不安を感じたら、

- その場ですぐに契約しない
 - なるべく複数で話を聞く
 - 不要だと思ったらきっぱりと断る
- ことが大切です！



※ 裏面にもう1つ事例を紹介しています！

消費者トラブルで困ったときは **苫小牧市消費者センターへ**

住所：苫小牧市若草町3-3-8 市民活動センター3階

受付：平日8時45分～17時15分

第2・第4金曜日は、20時00分まで

電話：33-6510又は局番なし188



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

こんな相談も寄せられています

「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安い」などと勧誘し、高額な費用を請求する「アナログ戻し」のトラブルも増えています。

光回線をアナログ回線に戻す場合は、NTT東日本に問合せをすればご自身でも手続き可能です！



消費者被害防止ネットワークで街頭啓発を実施しました！

苫小牧市消費者被害防止ネットワークでは、10月15日の年金支給日に合わせた街頭啓発を実施しました。当日は、9つの構成団体から14名が参加し、市内のスーパーマーケット3か所で悪質商法や特殊詐欺などに注意を促すリーフレット等を市民の皆さんに配布しました。

また、10月16日には、苫小牧市民会館で開催された第54回老人演芸大会にお邪魔し、リーフレット等を配布させていただきました。今後も消費者被害を未然に防止するため、積極的に啓発活動を行っていきます。



『年金支給日に合わせた啓発』



『年金支給日に合わせた啓発』



『老人演芸大会での啓発』

※『苫小牧市消費者被害防止ネットワーク』は、警察、消費生活、福祉及び教育の分野の関係機関・団体が協力・連携し、悪質商法・特殊詐欺などによる消費者被害の防止のための活動を行っています。



『訪問販売お断り』ステッカーを活用してみませんか

北海道消費生活条例では、「訪問販売お断り」ステッカーを貼っている家への訪問を禁止しています。

訪問販売による被害を防ぐには、このステッカーを貼ることも一つの方法です。

ご希望の方は、以下までご連絡ください。

〔お問合せ〕

苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当

住所：若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階

電話：32-6306

